

令和3年6月22日

保護者様

墨田区教育委員会
墨田区立小梅小学校

まん延防止等重点措置の適用に伴う感染症対策の徹底について

日頃より、本区の学校教育に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

報道等にもありますように、国は東京都において6月21日から7月11日まで、まん延防止等重点措置の適用を決定しました。区立幼稚園及び小・中学校については、感染症対策を徹底するとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導しながら、まん延防止等重点措置適用期間の解除まで、下記のとおり、学校運営を継続することとします。

つきましては、区立幼稚園及び小・中学校での感染症対策について、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

ただし、今後の感染状況により、対応については変更となる場合があります。

記

1 学校運営の基本方針

感染症対策を徹底しながら学校運営を継続します。

2 児童・生徒等に対する指導

(1) 学習活動について

- 家庭科における調理実習や音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動など、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は、学校の授業では行いません。また、幼稚園における一斉に歌う活動や大きな声を出す活動は行いません。なお、体育における水泳指導及び幼稚園のプール等を活用した活動については、感染症対策を徹底したうえで実施します。

(2) 部活動について

- 全ての部活動について、限定的に実施を可とします。ただし、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先にします。
 - ①短い活動時間で行う等限定的な取組とします。なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離をとって活動します。
 - ②運動部では、基本的な技能や体力トレーニングを中心とし、身体接触を伴う活動、密集する活動及び飛沫感染の恐れが高い活動は行わないこととします。
 - ③文化部では、室内の換気や密回避、飛沫防止を徹底するとともに、歌唱中や管楽器の演奏等を除いてマスクの着用を徹底し、密集する活動及び飛沫感染の恐れが高い活動は行わないこととします。
- 大会等に参加する場合、学校からの通知を受け、参加する本人・保護者の同意書及び

出場する大会等の 14 日前から大会等終了までお子様の健康観察表を提出してください。

- 大会等参加中は、学校と保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を伝えてください。

(3) 学校行事について

- 引き続き、複数学年が同一会場に集まる活動は行いません。
- 都県境を越える日帰りの校外学習は、実施場所の感染状況により実施の可否について教育委員会事務局や保健所と協議し、総合的に判断したうえで、感染症対策を講じながら実施する方向で考えていきます。
- 宿泊行事は、感染症対策を十分に講じたうえで、実施します。実施の際は、保健所と連携しながら、教育委員会事務局が作成した、移動時・宿泊時・訪問先における各種の感染症対策ガイドラインに基づき行動します。また、参加する際は保護者の方の同意をいただきます。なお、今後の感染状況によっては、実施内容を変更し、又は中止する場合があります。

行事名	実施時期等
あわの自然学園移動教室 (小学校 5 年生及び特別支援学級 5・6 年生)	6 月 28 日以降 1 泊 2 日で実施
日光野外体験活動 (小学校 6 年生)	9 月以降 2 泊 3 日で実施
手賀の丘宿泊学習 (特別支援学級 3・4 年生)	9 月 (当初の予定通り) に 1 泊 2 日で実施
中学校野外体験活動 (中学校 1 年生)	7 月以降 1 泊 2 日又は 2 泊 3 日で実施
中学校移動教室 (中学校 2 年生)	1 月以降 2 泊 3 日で実施
修学旅行 (中学校 3 年生)	9 月以降 2 泊 3 日で実施

(4) 児童・生徒等への個別の配慮

- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、オンライン等を活用して授業の内容や課題を伝えるなど様々な工夫により個別に対応し、学習の保障を図ります。
- Wi-Fi 環境がない家庭について
 - ・ 準要保護世帯は「家庭学習用モバイル Wi-Fi ルーター貸出」事業を活用できます。
 - ・ 準要保護以外の世帯についても、一時的に貸出を可能とする場合があるので、学校に相談してください。

3 御家庭での感染症対策について

ウイルスを家庭に持ち込まない行動を意識し、各家庭におかれましても、以下のような感染症対策を御協力願います。

- 3 密の回避、正しい手洗い (アルコール消毒等)、咳エチケット (マスク着用等)
- 毎日の検温と健康観察表の記入、お子様の健康管理

- 十分な換気
- 手が触れる場所の消毒
- タオルなどを共用しない。
- 不要不急の外出は避ける。都県境を越える移動は自粛する。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調不良や重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患がある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 学校での感染症対策について

- (1) お子様や同居の家族が体調不良¹の場合は、医療機関を受診し、症状が軽快²するまでお子様の登校をお控えください。この場合、「欠席」扱いとはしません。
 - 1 体調不良の症状(例) …発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、嗅覚障害、味覚障害
 - 2 症状軽快の目安…解熱剤を使用せずに解熱しており、症状が改善傾向であること。
- (2) お子様がPCR検査等を受けることになった場合は、「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「症状の有無」を学校に御連絡いただき、お子様の登校は控えてください。この場合も、「欠席」扱いとはしません。検査結果が出ましたら、御連絡願います。
また、保健所から濃厚接触者として自宅待機の要請が出た場合も「欠席」扱いとはしません。
- (3) 登校する際は、お子様にマスク、ティッシュ、ハンカチを持参させてください。
- (4) 毎朝、タブレット端末における健康観察カードにて、お子様の健康状態を確認します。
お子様の健康把握のため、必ず入力及び送信するようにしてください。
- (5) 登校後に発熱等の症状が見られる場合は、保護者に御連絡しますので、お迎えをお願いします。
- (6) 教室は適切に換気し、多数の手が触れる場所は、毎日消毒を行っています。
- (7) 手洗い、マスクの着用を徹底します。
- (8) 体育の時間、その他激しい運動を行った際及び行った直後や屋外で人と十分な距離が確保できる場合等は、マスクを外すなど、活動の状況や児童生徒等の様子なども踏まえ対応します。その際、人との距離を十分に空け、会話を控えるなど感染症対策を講じます。

5 同居家族等がPCR検査等を受ける場合の取り扱いについて

(1) 同居家族等がPCR検査等を受けることになった場合にも、「検査対象者」、「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「お子様の症状の有無」を必ず学校に御連絡ください。

また、検査結果も御連絡願います。

(2) 同居家族等がPCR検査等を受ける場合の児童・生徒等の登校の取り扱いについて、次のとおりとします。

同居家族等が受検するPCR検査等の事例	児童生徒等の登校の可否
① コロナを疑う症状があるために行う場合	検査結果が出るまでは登校をお控えください。
② 濃厚接触者に行う場合	
①②以外の理由で行う場合 (例) ・同居家族が通う施設(学校・勤務先等)において、陽性者が発生し、保健所が施設内の感染拡大予防のために濃厚接触者に該当しない集団に対して行う場合 ・同居家族の勤務先等(医療職・介護職等)が施設内の感染拡大予防を目的に定期的に行う場合 ・旅行、海外渡航前に行う場合 ・医療機関が手術・治療等の前に行う場合	登校可とします。 登校をお控えになる際は、欠席扱いになりません。

【連絡先】

(学校名) 副校長 酒見 裕子

電話 03-3625-0321 平日 午前7時45分から午後6時まで

【お問い合わせ】

○教育活動について

教育委員会事務局指導室 03-5608-6307

○宿泊行事について

教育委員会事務局学務課事務担当 03-5608-6303

○感染症対策について

教育委員会事務局学務課給食保健・就学相談担当 03-5608-6305